

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 30 日

土 曜 日

号 外

目 次

条 例

○富山県税条例等の一部を改正する条例	1
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	13

条 例

富山県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第28号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条の 2 各号列記以外の部分中「第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金」を「法第37条の 2 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金」に、「にあつては」を「には」に、「法第37条の 2 第 2 項」を「同条第11項」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第 123条第 3 項中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第 144条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第 144条中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第

3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第3条の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

附則第5条中「第37条の2第1号に掲げる寄附金」を「第37条の2に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「(第118条第1項の)」を「(第118条第2項に規定する)」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号ア(ア) a中「及び次条」を「次条及び附則第6条の3の4」に改め、同項第5号中「次条」の次に「及び附則第6条の3の4第2項第4号」を加え、同号ア(ア)及びイ中「及び次条」を「次条及び附則第6条の3の4第2項第4号」に改め、同項第6号中「次条」の次に「及び附則第6条の3の4第4項第5号」を加え、同号ウ(ア) a中「平成28年10月1日」の次に「(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)」を、「次条」の次に「及び附則第6条の3の4第4項第5号」を加え、同号ウ(ア) b中「及び次条」を「次条及び附則第6条の3の4第4項第5号」に改める。

附則第6条の3の2第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第1項に規定するものに限る。)」に、「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え

ないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第3項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第5項」に、同号ウ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第7項に規定するものに限る。）」に、「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第5項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 8 項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 5 項第 2 号ア中「附則第 4 条の 5 第 14 項」を「附則第 4 条の 5 第 12 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 15 項」を「附則第 4 条の 5 第 13 項」に改め、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 16 項」を「附則第 4 条の 5 第 14 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第 4 条の 5 第 11 項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 6 項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が 2.5 トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 15 項に規定するものに限る

。)に、「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第7項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第16項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第17項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第8項各号列記以外の部分中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第6条の3の4第1項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の6第8項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第2項第1号中「附則第6条の3の2第2項第1号」を「附則第6条の3の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号と

して次の1号を加える。

- (1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の6第5項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第3項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第6条の3の2第4項第1号」を「附則第6条の3の2第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同項第3号中「附則第6条の3の2第4項第2号」を「附則第6条の3の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第6条の3の2第5項第2号ウ」を「附則第6条の3の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第6条の3の2第6項第1号」を「附則第6条の3の2第6項」に改め、同項第4号を次のように改め、同号を同項第5号とする。

- (5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで省令附則第4条の6第15項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質

の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第6条の3の4第4項第3号中「附則第6条の3の2第6項第2号」を「附則第6条の3の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第11項に規定するもの
(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第12項に規定するもの
(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第5項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第16項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6第17項」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「供する自動車」の次に「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項各号列記以外の部分及び第8項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「第12項まで」を「第11項まで」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号及び第2号中「第12項まで」を「第11項まで」に改め、同項第3号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項各号列記以外の部分中「附則第4条の6の2第16項」を「附則第4条の6の2第15項」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に改め、「3.5トンを超え」の次に「8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え」を加え、「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第16項」に、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第4条の6の2第18項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第6条の7第1項各号列記以外の部分中「以下この条」を「次項第2号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第2号中「排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項」を「自動

車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第 5 条の 2 第 1 項」に、「平成 21 年天然ガス車基準」を「同法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日（同法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のものにあつては、平成 22 年 10 月 1 日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第 5 条の 2 第 2 項に規定するもの（以下この号において「平成 21 年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第 5 条の 2 第 10 項」を「附則第 5 条の 2 第 3 項」に改め、同項第 3 号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第 5 条の 2 第 4 項に規定するものをいう。）」に改め、同項第 4 号中「平成 32 年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 145 条第 1 項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第 5 条の 2 第 5 項に規定するエネルギー消費効率であつて平成 32 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第 6 号において「平成 32 年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第 5 条の 2 第 11 項」を「附則第 5 条の 2 第 6 項」に、「附則第 5 条の 2 第 12 項」を「附則第 5 条の 2 第 7 項」に、「平成 17 年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第 5 条の 2 第 8 項に規定するもの（第 6 号において「平成 17 年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第 5 条の 2 第 13 項」を「附則第 5 条の 2 第 9 項」に改め、同項第 5 号中「乗用車」の次に「（第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「附則第 5 条の 2 第 14 項」を「附則第 5 条の 2 第 10 項」に、「平成 21 年軽油軽中量車基準」を「同法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第 5 条の 2 第 11 項に規定するもの」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削る。

附則第 6 条の 7 の 2 第 1 項中「及び第 3 項」を削る。

附則第 9 条第 1 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に、「にお

いては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第9条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第16条第2項中「第6項まで」を「第9項まで」に改める。

(富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第12号）の一部を次のように改める。

第1条のうち、富山県税条例第137条の改正規定中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に、「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

第1条のうち、富山県税条例第138条第1項第3号中「道路交通安全法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同項第4号中「第146条第1項」を「第148条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同条の次に次の9条を加える改正規定のうち第138条の7第3項中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第144条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に改める。

第2条のうち、富山県税条例附則第6条の7第1項各号列記以外の部分の改正規定中「以下この条」を「次項第2号」に改め、「一般乗合用バス」に」の次に「、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第2項及び第3項を削る改正規定中「及び第3項」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第 1 条中富山県税条例第37条の 2 及び附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成31年6月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の 2 及び附則第 5 条の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条の 2 及び附則第 5 条の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、新条例第37条の 2 各号列記以外の部分中「を支出し、当該特例控除対象寄附金」とあるのは「又は第 1 号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）を支出し、これらの寄附金」と、新条例附則第 5 条中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第 1 号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）」と、「送付」とあるのは「送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 2 号）附則第 2 条第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 7 条第 5 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付」と読み替えるものとする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 123 条、附則第 6 条の 3、附則第 6 条の 3 の 2 及び附則第 6 条の 3 の 4 の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 144 条、附則第 6 条の 7 及び附則第 6 条の 7 の 2 の規定は、平成 31 年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第29号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分及び第4条第1項各号列記以外の部分中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第4条の2第3項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(税 務 課)

